

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第十号

#### 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「以下同じ。」をし」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第十二条の三第二項第二号及び第十二条の四第二項中「大学院修学休業をし」の下に「、配偶者同行休業条例第二条の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。